

秩父鉄道行田市駅周辺地区都市再生整備計画事後評価 —第1回評価委員会—

令和2年9月16日

- この資料は、都市再生整備計画の事後評価を行うにあたり、都市再生整備計画事業や事後評価の仕組みと「秩父鉄道行田市駅周辺地区都市再生整備計画」の概要を説明するものです。
- 事後評価の結果は国の様式である「様式2 都市再生整備計画事後評価シート」により公表されます。

1. 都市再生整備計画事業の概要	1
2. 都市再生整備計画の事後評価の要旨	2
3. 評価委員会での検討事項	5
4. 秩父鉄道行田市駅周辺地区都市再生整備計画の概要	6

1. 都市再生整備計画事業の概要

(1) 制度の主旨

都市再生整備計画事業は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施して、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした制度である。

平成 16 年度にまちづくり交付金制度として創設され、平成 22 年度より社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である「都市再生整備計画事業」として位置付けられている。

(2) 制度の特徴

1

地方の自主・裁量性の極めて高い制度

- 従来の補助事業【基幹事業】とともに、市町村の提案に基づく事業【提案事業】も対象となり、地域の自由度の高い形でのまちづくりを実現。

2

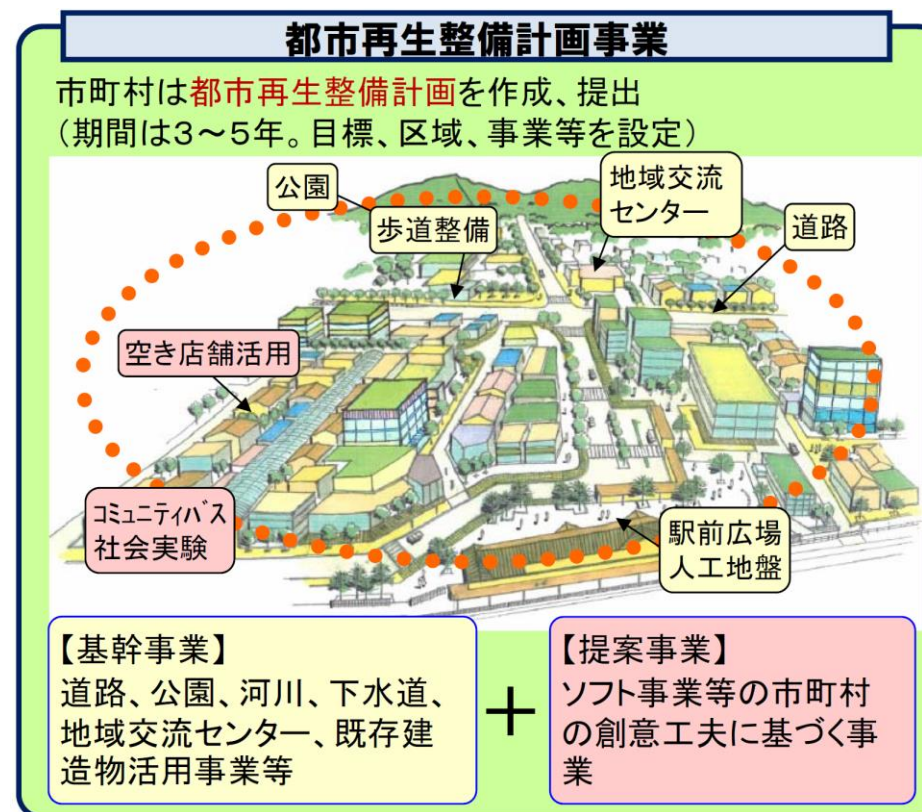
事前の具体的目標設定と事後評価の重視

- 計画策定時に、住民活動等を含む総合的取組みで達成する目標、指標を設定。
- 計画に定められた指標の達成状況等を事後に評価、公表。

3

手続きの簡素化による、使い勝手の大幅な向上

- 事業間の流用が自由。
- 事業の進捗状況に応じて、年度間での負担割合の調整が可能。

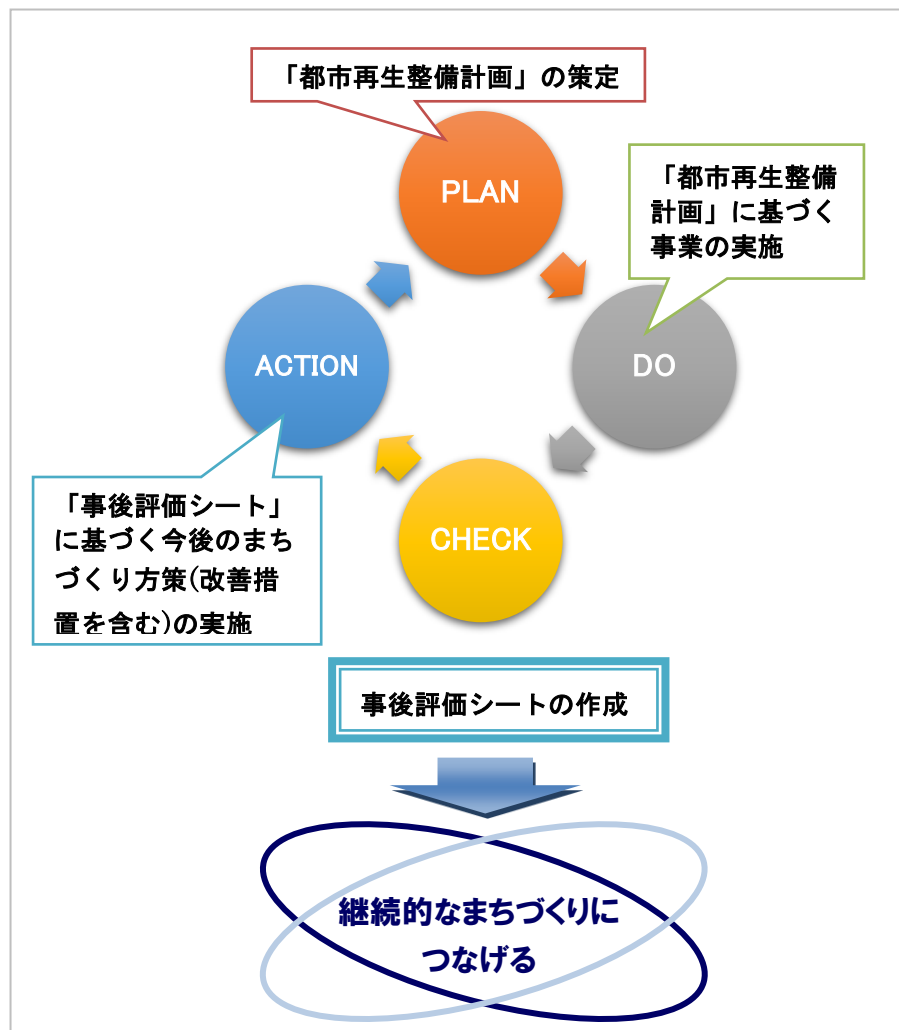


全国の市町村の取組みを交付金により支援

2. 都市再生整備計画の事後評価の要旨

(1) 都市再生整備計画事業の流れ

都市再生整備計画事業では、下図のようなPDC Aサイクルの考えを用いて、事業評価を事業の良否判断のみに終わらせず、今後のまちづくりに反映するなど、まちづくりの成果を高める働きかけを行っている。



(2) 事後評価の仕組み

①事後評価の目的

事業の成果を住民にわかりやすく説明し、交付金を客観的に診断して、今後のまちづくりを適切な方向に導くことを目的とする。

②事後評価の主体

事後評価は、市町村が実施し、その結果を国に報告する。

③事後評価の時期

事後評価は、交付金の交付終了年度、または交付終了後に行う。
数値目標に関して、未確定の数値がある場合については、交付終了時の状況により、見込みの値により評価する。また、事後評価時に見込みの値を用いた場合は、原則、交付期間終了翌年度に、確定済みの数値により、事後評価のフォローアップを行う。

(3) 事後評価の内容

事後評価は、まちづくり目標の達成を確認するとともに、今後のまちづくり方策を策定するもので、次の項目で構成される。

①事後評価方法書（様式1）の作成

都市再生整備計画に記載した数値の計測など事業評価の実施方法を事前に取り決める。

なお、事後評価方法書の作成は任意となっており、必要な場合に作成するものとなる。

②まちづくりの目標等の達成状況等の確認

数値目標の達成状況及び実施過程の検証を行うもので、具体的な確認項目は以下のとおりである。

成果の検証	・都市再生整備計画に記載した<u>目標の変更の有無</u> ・都市再生整備計画に記載した<u>事業の実施状況</u> ・都市再生整備計画<u>変更の理由・指標への影響</u> ・都市再生整備計画に記載した<u>数値目標の達成状況</u> ・<u>その他の数値目標</u> (当初設定した数値目標以外の指標) による効果発現の計測
実施過程の検証	・モニタリングの実施 ・住民参加プロセスの実施状況 ・持続的なまちづくり体制の構築状況

③今後のまちづくりを検討

成果及び実施過程の評価の後、効果発現要因を整理して、今後のまちづくり方策を検討する。また、現状のままでは数値指標の達成が見込まれない場合は、今後のまちづくり方策の一部として改善策を作成する。

④評価結果をチェック

事後評価の合理性・客観性を担保するために、評価結果を住民に公表し、住民からの意見がある場合は、それを適切に反映するとともに、第三者により構成される事後評価委員会で、事後評価全般にわたる評価作業の適切さを確認する。

⑤フォローアップの実施

評価値が見込みの値である場合、また、設定した期間で効果が表れなかったが、改善策などにより1年以内に目標達成の可能性がある場合は、交付終了後に確定値が計測できる適切な時期に「フォローアップ」を実施する。

(4) 評価委員会の役割について

①事後評価委員会設立の目的

「まちづくりの目標等の達成状況」や「今後のまちづくり」など事後評価全般について、第三者的立場から、その妥当性を審議し、改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行う。

②主な審議事項

事後評価委員会の主な審議事項は以下のとおりである。

●事後評価の概要

●事後評価手続き等にかかわる審議

- ・成果の評価
- ・実施過程の評価
- ・効果発現要因の整理について
- ・住民公表（パブリックコメント）

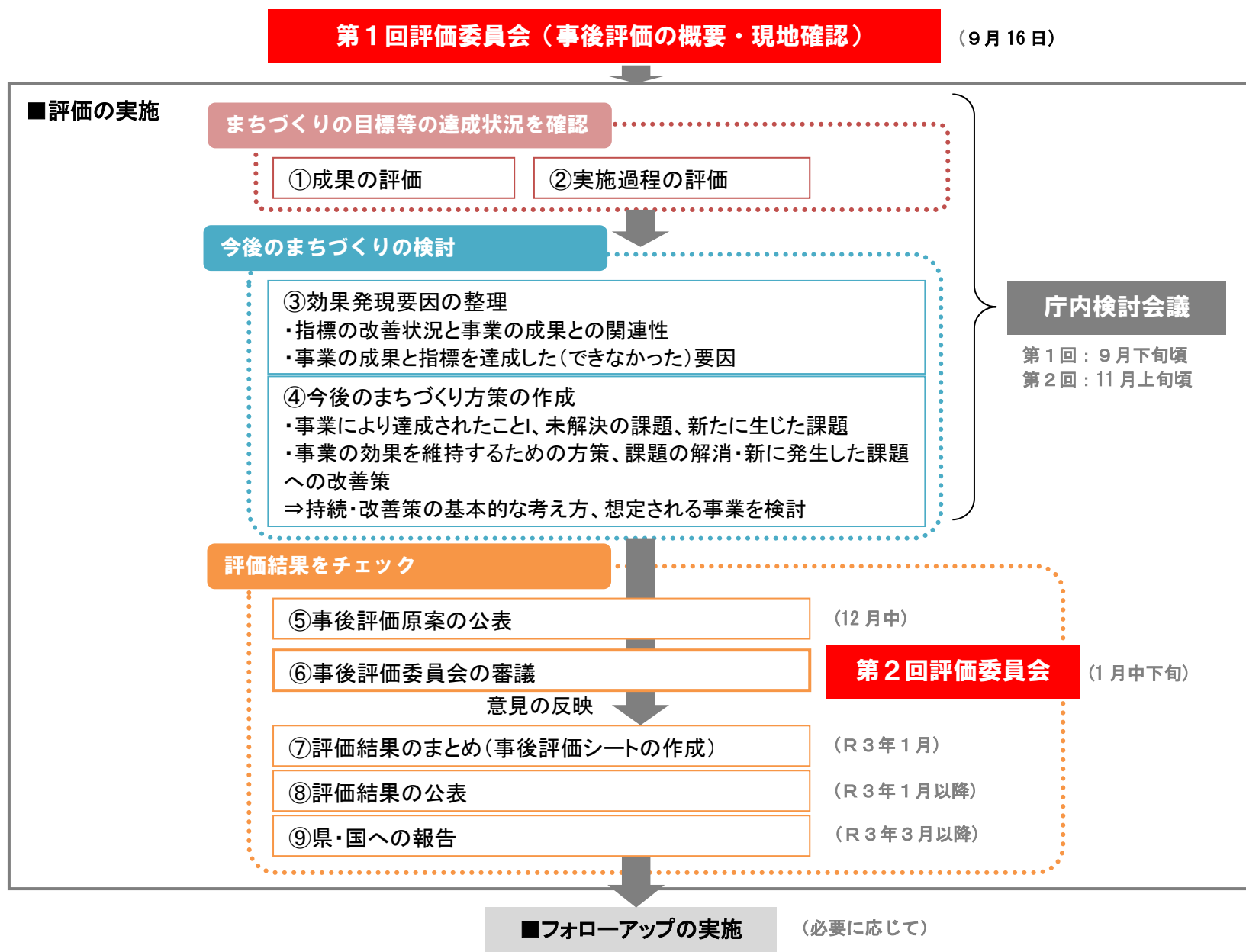
●今後のまちづくりについて

- ・今後のまちづくり方策について
- ・フォローアップ計画について

●事後評価委員会後のスケジュールについて

(5) 事後評価実施のフロー

事後評価実施のフローは以下のとおりである。



3. 評価委員会での検討事項

(1) 評価委員会の主旨

○事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認とその結果について、妥当性を審議し、改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行う。

○今後のまちづくり等の内容の妥当性について審議し、改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行う。

(2) 検討事項

	検討項目	審議内容
①	成果の評価	・計画の「目標を定量化する指標」について、事後評価の時点で数値目標が達成されたか否かを検証する。 ・数値目標を達成しない指標については、必要に応じてその他指標を設定し、効果を検証する。 ⇒各指標の評価の仕方、及び目標達成度が妥当かどうか確認していただく。 ⇒指標の改善以外で、事業によってもたらされた効果（定性的な効果発現状況）があれば、情報をいただく。
②	実施過程の評価	・モニタリング、住民参加プロセス、持続的なまちづくり体制の構築状況を確認する。 ⇒事業実施の際の説明会の実施や住民参加の状況などの確認をいただく。
③	効果発現要因の整理	・まちづくりの目標達成のために、実施した事業が指標の改善に及ぼした影響を評価する。 ⇒各事業について、貢献度（事業が効果を発揮し指標の改善に貢献したか、あるいは貢献しなかったか）
④	今後のまちづくり方策	・計画の課題の改善状況、未解決の課題、事業によって発生した新たな課題について整理する。 ・また、課題の変化を受けて、まちづくり方策と想定される事業を検討する。 ⇒まちの課題の変化、今後のまちづくり方策について、確認していただく。

(1) 地区の概要

- ・市の中心部に位置する本地区は、中世・近世においては政治経済の中心として、現代においては中心市街地として位置付けられており、市役所や埼玉県行田地方庁舎をはじめとした公共・公益施設が立地する業務地区や、忍城址、足袋蔵、水城公園などの歴史と文化、水と緑の地域資源を内包する、市の顔と呼ぶにふさわしい地区である。
- ・平成 25 年度からは、行田ならではの街なみ景観の創出を図るため、市民や市民団体等が主体となって行う足袋蔵等の歴史的建築物の改修事業などを支援する「ふるさとづくり事業」により、本市の持つ地域資源を有機的且つ有効的に整備・利活用するなど独自のまちづくりを進めた結果、実施箇所周辺においては徐々に整備効果が表れはじめ、行き交う人の数が増加するなど、一定の成果を挙げている。また、个性的で豊かなまちづくりの実現に向け、まちづくりの主体者の顔が見える「行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画」を策定し、行田らしい魅力ある街なみの形成や、賑わいなど活力の創出に向けた取り組みの第一歩をスタートしたところである。



(2) 都市づくりの目標、整備方針について

課 題

- まちづくり活動に対する市民意識の低さと活動団体間の連携不足
- 空き店舗や空き地の増加に伴う商店街の活力・魅力の低下
- 忍城址や足袋蔵など豊富に存在する歴史・文化的資源の点在による一体感の不足
- 若年層の人口流出や流入人口の低減による定住人口の減少
- 発着拠点における観光案内機能の不足

目 標

大目標：行田らしさを活かした街なみ景観と賑わいの創出による中心市街地の活力増進

- 小目標①：忍城址や足袋蔵などの歴史的資源が持つ魅力を活かした個性あるまちづくりの推進
 小目標②：まちなかの活性化促進に向けた、人々を市街地へ誘導し回遊させる仕組みづくり
 小目標③：都市機能の充実による市民が心豊かで快適に暮らせるまちづくりの推進

整備方針

【整備方針1】

- ・ 市民が主体となり地域を育てるまちづくりを推進し、まちづくり活動への参加者を増加させる

<方針に合致する主要な事業>

【基幹事業】

- ・ 高質空間形成施設
：市道第5.3-298号線
外9路線歴史的街路整備事業



【提案事業】

- ・ まちづくり活動推進事業
：地域まちづくり活動支援事業

【整備方針2】

- ・ 歴史と文化の薫りが漂う歩きたくなる街なみを創出し、快適性、回遊性、利用者の満足度の向上を図る

<方針に合致する主要な事業>

【基幹事業】

- ・ 高質空間形成施設：都市計画道路常盤通佐間線
沿道文化ゾーン整備事業
- ・ 高次都市施設
：行田市バスターミナル
観光案内所整備事業



【整備方針3】

- ・ 暮らしと交流が調和したまちづくりを推進し、中心市街地の人口減少に歯止めをかけ、定住人口の維持を図る

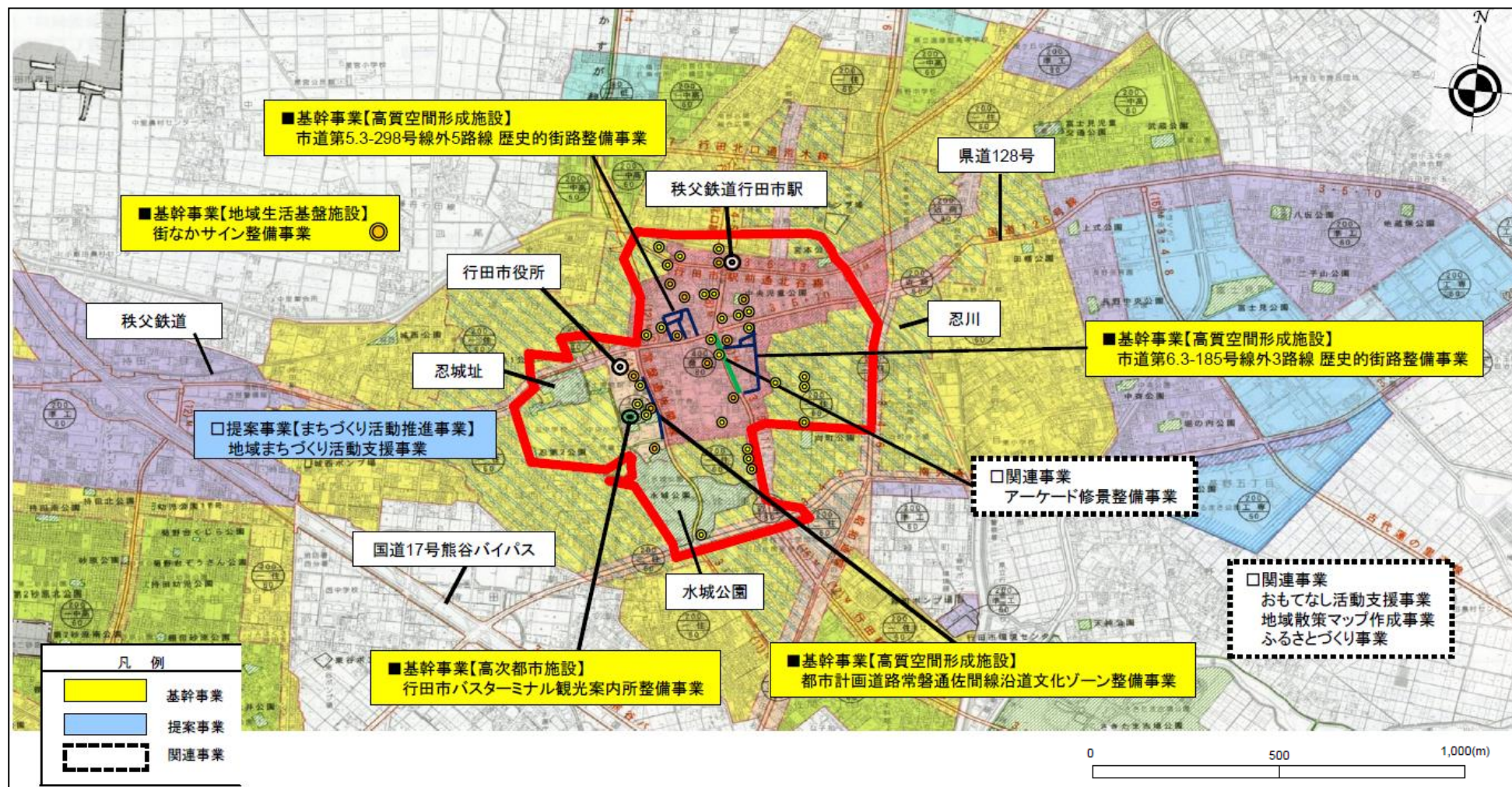
<方針に合致する主要な事業>

【基幹事業】

- ・ 地域生活基盤施設
：街なかサイン整備事業



(3) 整備方針概要図



都市再生整備計画（第4回変更）より

- 【参考】 基幹事業：目標を実現するために基幹となる事業
 提案事業：目標を達成するため市が独自に提案した事業
 関連事業：上記以外の事業で、同時に行うことで効果が期待できる事業

(4) 事業実施の状況

【高質空間形成施設：市道第 5.3-298 号線 歴史的街路整備事業】



着工前



完成



着工前



完成

【地域生活基盤施設：街なかサイン整備事業】



完成

(マンホール)



完成

(大型案内板)

【高質空間形成施設：都市計画道路常盤通佐間線沿道文化ゾーン整備事業】



着工前



完成

【高次都市施設：行田市バスターミナル観光案内所整備事業】



完成



完成



着工前



完成

(5) 目標を定量化する指標

指標		定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
					年度		年度
1	まちづくり活動への参加希望率	住み良いまちをつくるための地域活動に参加したいと考えている市民の割合（行田市民意識調査より）	官民連携により、市民が主体となり地域を育てるまちづくりを推進し、もてなしの心の醸成と豊かな暮らしの実現を図る	48.1%	H21	70.0%	R2
2	街なみ満足度	歴史や文化との調和を感じている市民の割合（行田市市民意識調査より）	まちの魅力を高め、にぎわいの創出につなげるため、個性あふれる街なみづくりを推進する	32.0%	H21	45.0%	R2
3	中心市街地の人口減少率	行田地区及び忍地区の人口減少率	集約連携型の都市構造の実現を図るため、まちなか居住人口の減少に歯止め、もしくは維持を図る	-5.6%	H22	-2.8%	R2
4	地区内観光客入込数	地区内施設及びイベントにおける観光客入込数	観光案内機能を強化することにより、人々を市街地へ誘導・回遊させ、交流人口を増加させる	350,000人/年	H25	450,000人/年	R2